

国保だより

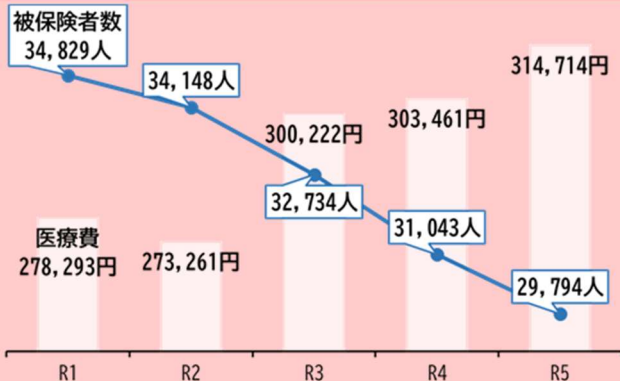
令和6年度 国民健康保険税率改定について

		改定前	改定後	R6標準保険料率(※)
医療 (0~74歳)	所得割	6.41%	6.72%	7.39%
	均等割	32,400円	35,800円	44,529円
支援 (0~74歳)	所得割	2.46%	2.85%	3.34%
	均等割	12,600円	15,700円	19,636円
介護 (40~64歳)	所得割	1.94%	2.30%	2.79%
	均等割	13,600円	15,700円	20,292円

※標準保険料率とは、県が各市町村のあるべき保険税率の見える化を図るために示すものであり、具体的に目指すべき税率として直接参考にできる数値

税率改定の背景について

①被保険者の減少と1人あたり医療費の増加



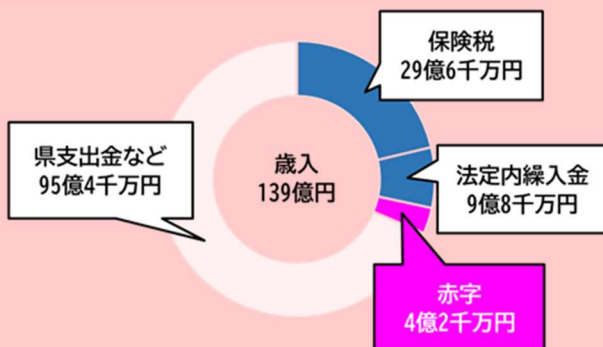
●医療費は、国民健康保険税や国・県の補助金で賄うため医療費が増加すれば保険税も上げる必要がある。

②必要保険料と課税額との差



●必要保険料とは、県が示す保険税で集めるべき相当額
●現状、必要保険料(理想)と課税額(現実)の差が大きいため、この差を縮める税率改定が必要

③赤字の状況(令和6年度の予算状況)



●医療費や保険事業費に充てるための収入(保険税等)が不足しているため、一般会計からの繰り入れを行うことで、赤字分を補っている状況

これらの状況を解消するため、様々な取組みを進めていきます。引き続き、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



古河市の取組みについて

- 財政健全化に向け、支出(医療費・保健事業費など)を減らし、収入(保険税・県からの交付金など)を増やす取組みをしています。
保険給付、資格管理の適正化、保険税収納率の向上
保健事業の充実(特定健康診査、特定保健指導など)

- 国では、同じ所得水準・世帯構成であれば県内どこに住んでいても同じ保険税負担とする「保険料水準の統一」の早期の実現を目指しています。古河市では将来的な統一を見据え、皆様に急激な税負担とならないよう国の動向を注視しながら段階的に税率を見直してまいります。

令和6年度 保険税の試算について

所得割 加入者の令和5年中の所得から基礎控除43万円を引いた金額に税率をかける

●医療分	_____ 円	× 6.72% =	_____ 円	} = _____ 円 ①
●支援分	_____ 円	× 2.85% =	_____ 円	
●介護分	_____ 円	× 2.30% =	_____ 円	

※介護分は40～64歳の方が対象（令和6年度中に40歳、65歳になる方は介護分を月割計算）

均等割 加入者の均等割額を計算

●0～5歳	25,750円	× 人数 =	_____ 円	} = 小計 _____ 円 × 軽減割合(低所得者軽減参照) 7割軽減の場合×0.3 5割軽減の場合×0.5 2割軽減の場合×0.8 = 合計 _____ 円 ②
●6～17歳	41,200円	× 人数 =	_____ 円	
●18～39歳	51,500円	× 人数 =	_____ 円	
●40～64歳	67,200円	× 人数 =	_____ 円	
●65～74歳	51,500円	× 人数 =	_____ 円	

所得割(①) + 均等割(②) = 年税額 _____ 円

- この計算結果はあくまでも試算のため、実際の保険税と異なります。
- 正しい保険税は、7月発送の国民健康保険税納税通知書をご確認ください。

低所得者軽減 4月1日時点の国保加入者(世帯主含む)等の合計所得で判定

7割	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数-1) 以下
5割	43万円 + 29万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数-1) 以下
2割	43万円 + 53.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数-1) 以下

- 給与所得者等の数
<給与> 給与収入が55万円以上
<年金> 65歳未満：年金収入が60万円以上 65歳以上：年金収入が110万円以上
- 世帯内に未申告者がいる場合は軽減判定がされません。

古河市ホームページでも試算ができます。ぜひご利用ください。



古河市 保険税 試算



<お問い合わせ先>
古河庁舎 国保年金課 TEL: 0280-22-5111(代)